商工会だより

令和8年
10月号

高山南商工会公式LINE
（会員専用）
LINEID
@898bgwtd

令和８年10月１日からハラスメント対策が強化されます！

カスタマーハラスメント対策の義務化

職場における「カスタマーハラスメント」とは、職場において行われる
①顧客等の言動であって、
②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
③労働者の就業環境が害されるもの　　この３つの要素を全て満たすものをいいます。
※電話やＳＮＳ等のインターネット上において行われるものも含まれます。



カスタマーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず講じなければなりません。**

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
①カスタマーハラスメントには**毅然とした態度で対応し、労働者を保護**する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
②カスタマーハラスメントの内容及び**あらかじめ定めた対処の内容**を、労働者に周知する

◆相談体制の整備
③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置
⑧**特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備**する

◆事後の迅速かつ適切な対応
⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
⑦再発防止に向けた措置を講ずる

◆そのほか併せて講ずべき措置
⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により求職者等による求職活動等が阻害されるものをいいます。



求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず講じなければなりません。**

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
①求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
②求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
③**求職活動等に関するルールをあらかじめ明確化**し、労働者及び**求職者等**に周知・啓発する

◆相談体制の整備
④相談窓口をあらかじめ定め、求職者等に周知する
⑤相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応
⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する
⑦被害者に対する配慮のための措置を行う
⑧行為者に対する措置を適正に行う
⑨再発防止に向けた措置を講ずる

◆そのほか併せて講ずべき措置
⑩相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び**求職者等**に周知する
⑪労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

お問合せ先　岐阜労働局　雇用環境・均等室　　TEL　（058）245-1550

商工会トピックス

女性部の皆さんが安全運転を呼び掛け

女性部では、秋の交通安全週間（9/21～9/30）に合わせて「交通安全啓発グッズ」を作成し、管内の３か所の道の駅で利用者に安全運転を呼びかけました。

行楽の秋、県外ナンバーの車も多数行き交います。事故のないよう気をつけて運転したいものですね。



道の駅ひだ朝日村での啓発活動

デイサービスセンターへ古布を寄付

朝高地区の女性部の皆さんが、各自持ち寄ったタオルなどの古布を9月25日に朝日のデイサービスセンターに寄付しました。

代表者の方からは「大変ありがたい。」とのお礼の言葉をいただきました。



センターの代表者に古布を手交

中学生が地元の事業所で職場体験

地元の産業に触れることで地域の特色や良さ、働く意義を学ぶことを目的に、9月16日･17日の2日間、朝日中学校2年生7名が町内の7事業所で、9月17日･18日には久々野中学校2年生27名が町内の14事業所で、職場体験学習を行いました。

これを契機に、地元に残って活躍してくれる若者が増えてほしいと願っています。

ご多忙の中ご指導いただいた事業所の皆さま、ご協力ありがとうございました。









会員事業所での体験学習の様子

10月は「個別労働紛争処理制度周知月間」

労働者と使用者との間で、賃金、配置転換、解雇など労働条件に関係して紛争が発生し、当事者間で解決を図ることが困難な場合は

岐阜県労働委員会　TEL 058-272-8790

速報

食料品に係る消費税の減税対応策

「デジタル化・ＡＩ導入補助金」が拡充

事前着手制度が導入されます

経営指導員の一期一会



◆補助対象事業

・従来型のレジから、スマートレジの導入支援
・ＰＯＳレジ等の改修により、新しい税率に対応

◆補助対象経費・補助上限額・補助率

対象経費	補助上限額	補助率
ソフトウェア システム導入・改修費、クラウド利用料　等	１機能： ～５０万円 ２機能以上 ～３５０万円	～５０万以下：３/４ （小規模事業者：４/５） ５０万円～３５０万円：２/３
導入設定 設定費・保守サポート　等		
ハードウェア ＰＣ・タブレット、レジ購入費	～２０万円	１/２

◆事前着手制度

４月からの消費税率引下げにスマートレジの導入等が間に合うように、9月15日以降、事前に補助対象となるスマートレジの導入やＰＯＳレジの改修等を行い、事後に補助金申請ができる特例的な制度

◆今後のスケジュール

対象期間：2026年9月15日～2027年3月(調整中)
申請受付期間：2027年1月～2027年3月(調整中)

◆留意事項

レジ導入は、あらかじめ事務局に登録されているスマートレジ・ＰＯＳレジ等の製品が対象

本事業に関するご相談は、お早めに商工会の経営指導員（小林）まで

高山南商工会

最新の情報はホームページをご覧ください。
https://www.gifushoko.or.jp/takayamaminami/

本　　所　☎52-3460
e-mail:t-minami@ml.gifushoko.or.jp
朝日支所　☎55-3529